

名古屋市企画提案型広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を民間企業等からの企画提案により広告媒体として活用し、広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 市における民間企業等からの企画提案型広告掲載の手続きについては、名古屋市広告掲載要綱に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(企画提案の募集等)

第2条 財政局財政部資産経営課（以下「資産経営課」という。）は、民間企業等から市への広告企画提案を、ホームページを通じて募集する。

2 市の資産を広告媒体として活用し、広告の掲載を企画する者（以下「提案者」という。）は、企画提案型広告提案書（様式1、以下「提案書」という。）を資産経営課に提出することができる。ただし、市は、提出することができないものを、別に定めることができる。

3 前項により提出された企画提案が、優良であるとして認められた場合、原則として提案者を優先して契約する。

4 前項にある優良な企画提案とは、その提案内容が市として過去に例が無く、かつ市（民）に利益のあるものをいう。

(提案者を優先するための手続き)

第3条 前条の提案書が提出された場合、資産経営課及び契約担当課は、提案者からヒアリングを行い、企画提案型広告に対する意見書（様式2、以下「意見書」という。）により契約担当課の意見を付して、保有資産の有効活用促進会議に諮る。

2 保有資産の有効活用促進会議は、前項の意見書を参考に、広告媒体の種類及び契約条件など提案書の内容に基づき、事業化及び提案者を優先して契約することの承認（条件付承認を含む）又は不承認を行う。

3 前項の承認又は不承認は、出席委員（座長を除く）の多数決による。可否同数の場合は、第1項の意見書にある契約担当課の意見によるものとする。

4 提案書に対する回答は、企画提案型広告審査結果通知書（様式3）により、速やかに提案者に通知する。

(契約の考え方)

第4条 優良な企画提案により、提案者を優先して契約しようとする場合、当該

契約は、市全体に普及させるためなどの試験的な契約として行う。

- 2 前項による契約を市全体に普及させる場合など、本格実施する際の契約方法は、原則として競争による。

(広告掲載に関する審査)

第5条 第3条により承認された広告媒体に掲載する広告の可否の審査は、各局区室広告掲載要綱等に定める広告基準により、各局区室が広告審査を行う。

(契約手続き)

第6条 第3条に定める手続きのほか、広告の契約を行うにあたり必要な事項は、各局区室広告掲載要綱等の定めによる。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局財政部資産経営課長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式 1)

年 月 日

企画提案型広告提案書

名古屋市長 様

名古屋市媒体への広告掲載を申し込みたく、次のとおり企画内容を提案します。

提 案 者	所 在 地		〒 -	
	ふりがな 名 称			
	ふりがな 代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL		
		FAX		
		E メール		
業 種				
ホームページ URL				
企 画 内 容	件 名			
	提案金額	年額	円（目的外使用料等を含む総額で記載）	
	希望契約年数	年（原則として1年更新とする）		
	内 容	趣 旨		
		概 要 (詳細別紙)		
			※デザインの素案などがある場合は添付してください。	
	その他			
	条 件	・各種法令及び名古屋市の広告関連規程を遵守し、実施にあたっては名古屋市の指示に従います。		
備 考				

※こちらもご記入ください

ご記入いただいた E メールアドレス宛に市広告情報メールサービス（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（ 希望する・希望しない・既に申し込んでいる ）

(様式 2)

企画提案型広告に対する意見書

提案者情報	会社名	
	所在地	
	業種	
提案内容	趣旨	
	概要	
	提案金額	
	契約年数	
契約担当課の意見	契約希望	契約を希望します・契約を希望しません
	契約条件	
	上記の理由	
保有資産の有効活用促進会議	審議結果	
	理由	
	付帯意見	
その他		

(様式 3)

年 月 日

企画提案型広告審査結果通知書

様

名古屋市長

月 日付ご提案いただきました広告事業について、下記の通り結果を通知します。

提案件名：

提案金額：

記

審査結果	採用	不採用
採用の場合の条件		
理由		
今後の方針		

担 当：財政局財政部資産経営課（TEL 972-2319）
：〇〇局〇〇課（TEL 972-0000）